

院内製剤の使用に関するお知らせ（オプトアウト）

医薬品は、法律（医薬品医療機器等法）に基づき厚生労働省で承認された方法で使用する事が求められております。しかし、治療の必要上、承認内容とは一致しない方法で使用されること（適応外使用といいます）もあります。その場合、当院の倫理委員会で使用の必要性や有効性、安全性などを審議した上で使用することとしています。

院内製剤とは、市販されていないが医療上必要とされ、医師の申請に基づき、病院薬剤師が調製する薬剤です。市販されている薬剤と違い、厚生労働省により承認された薬剤ではないため、当院の倫理委員会にて、使用の必要性や有効性、安全性などを審議し、承認した上で使用を決定しています。院内製剤は、多くの病院で使用実績があります。

使用にあたっては、通常、医療者が文書又は口頭で説明し患者さんの同意を得ます。しかし、科学的に相当の根拠があり、倫理的な問題が極めて低く、患者さんに有益であると考えられる使用の際は、掲示により同意を頂いたものとさせていただきます（オプトアウト）。

なお、本件について同意をいただけない場合やお問い合わせなどがありましたら、主治医または薬剤科へお申し出ください。

該当する院内製剤を以下に示します。

製剤品名	使用目的	診療科
鼓膜麻酔液	鼓膜形成術における局所麻酔	耳鼻いんこう科
五苓散坐薬	小児の嘔吐症状の改善	小児科・救急科
10%硝酸銀液	新生児臍化膿焼灼・肉芽の焼灼、出血処置	小児科
	止血・組織の焼灼・肉芽の除去	外科・消化器外科
0.5%デノシン点眼薬	角膜内皮炎、ヘルペス角膜炎	眼科
1%内視鏡用ルゴール液	食道における色素内視鏡検査	消化器内科
1%ピオクタニンプルー	大腸における色素内視鏡検査	消化器内科
2%ピオクタニンプルー	術野のマーキング	全科
1%ブイフェンド点眼薬	角膜真菌症、アカントアメーバ角膜炎	眼科
0.2%フルコナゾール点眼薬	角膜真菌症、アカントアメーバ角膜炎	眼科
0.02w/v%マスキン水点眼薬	アカントアメーバ角膜炎	眼科